

ディスクロージャー2025

杜陵信用組合

●ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧を賜わり、心から御礼申し上げます。

この度当組合の現況(令和6年度第75期)をとりまとめましたので、皆様方にご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

新年度も組合員の皆様のお役に立てる金融機関としてこれまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めて参る所存でございます。

今後とも、なお一層のご支援ご愛顧を賜わりますようお願い申し上げます。

令和7年7月

杜陵信用組合 理事長 村上 宏治

●事業方針

基本方針…県職員の生活の安定向上に寄与いたします。

杜陵信用組合は、組合員の皆様とのふれあいを大切にきめこまやかな金融サービスを通じて、相互扶助による福利厚生と生活の安定向上に寄与して参ります。

経営方針…健全経営に徹します。

信用組合の基本理念「組合員制度による協同組織の金融機関」に基づき、「ふれあいと信頼の窓口」として組合員の皆様になお一層信頼していただけるよう健全経営を基本原則として、経営基盤の強化に努めます。

《当組合の経営姿勢と考え方》

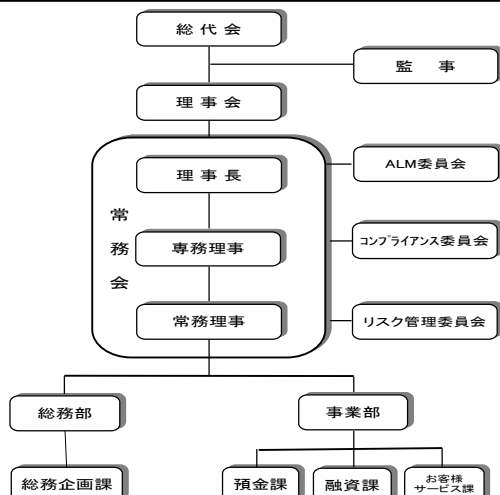
当組合は小口の多数取引を基本として、自己資本の充実を図り、新規業務への取組みと既存業務を拡大し、地域金融機関としての意義と役割を肝に銘じ、皆様の信頼に応えるべく創意工夫を凝らし、役職員一体となって組合員の生活安定と向上に努めて参ります。

●組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
個 人	7,618	7,461
法 人	12	11
合 計	7,630	7,472

●事業の組織



●当組合のあゆみ(沿革)

大正 5年 1月 22日 / 「保証責任杜陵信用購買利用組合」として設立

昭和 25年 5月 27日 / 中小企業等協同組合法の制定により、現在の「杜陵信用組合」に改組

昭和 45年 3月 16日 / 「内丸出張所」開設

昭和 62年 10月 14日 / 「上田出張所」開設

平成 20年 9月 30日 / 内丸・上田出張所廃止

平成 28年 1月 22日 / 杜陵信用組合創立100周年

●役員一覧(令和7年7月現在)

理 事 長	/	村 上 宏 治	(※)
専 務 理 事	/	吉 田 陽 悦	(※)
常 務 理 事	/	大 林 敏 浩	
理 事	/	箱 石 知 義	(※)
理 事	/	西 野 文 香	(※)
理 事	/	畠 山 英 司	(※)
理 事	/	熊 谷 正 信	(※)
理 事	/	佐 藤 直 樹	(※)
理 事	/	千 葉 絵 理	(※)
理 事	/	田 内 慎 也	(※)
理 事	/	新 沼 角 洋	(※)
常 勤 理 事	/	高 橋 学	(※)
監 事	/	金 野 賢 治	(※)
監 事	/	内 城 仁	(※)
監 事	/	金 森 一 恵	(※)

(注) 当組合は、職員出身者以外(※)の理事11名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

●主要事業内容

- A.預金業務…当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、積立定期、財形貯蓄、総合口座等を取り扱っております。
- B.貸出業務…手形貸付、証書貸付、当座貸越を取り扱っております。
- C.商品有価証券売買業務…取り扱っておりません。
- D.有価証券投資業務…預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E.内国為替業務…送金為替等を取り扱っております。
- F.外国為替業務…取り扱っておりません。
- G.社債受託及び登録業務…取り扱っておりません。
- H.金融先物取引等の受託等業務…取り扱っておりません。
- I.附帯業務…地方公共団体の公金取扱業務

●店舗一覧(令和7年7月1日現在)

店名	所在地	電話番号	ATM
本店	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号	019-651-5550	1台

●令和6年度の経営環境・事業概況

事業方針

杜陵信用組合は、岩手県職員等組合員のための協同組織金融機関として、組合員の皆様とのふれあいを大切にきめこまやかな金融サービスを通じて「相互扶助」による福利厚生と生活の安定向上に寄与することを基本方針としております。

金融経済環境

令和6年度のわが国経済は、令和6年8月に株価が一時的に大きく下落したものの後半は回復基調となりました。また日銀の利上げにより収益が改善するという期待から年度末にかけて銀行株が上昇し、我々金融機関にとって明るいニュースも見られました。

一方、足元においては食糧品やガソリンなど物価の高騰が続いているほか、令和7年1月に発足したトランプ政権に世界が翻弄されている状況です。ウクライナ情勢や中東情勢といった地政学リスクにも大きな前進は見られず、ネガティブな要因が多いことから金融市場は不安定な状況が続いています。

業績

こうした状況の中、業容の拡大と組合員への利益還元に努めた結果、次の業績となりました。

預金積金は、優遇金利を適用してボーナス預金や退職金を中心に増強を図りましたが、他金融機関との競合もあり個人預金で前期比5億円減少、法人預金で12億23百万円減少となり、当期末残高は前期比17億24百万円減少し172億21百万円となりました。

貸出金は、前期に引き続き、住宅ローン、マイカーローン、教育ローンを中心に推進しましたが、住宅ローンは前期比6百万円増加、マイカーローンは98百万円増加、教育ローンは32百万円増加となりました。当座貸越等の減少があったものの、当期末残高は前期比78百万円増加し83億16百万円となりました。

損益面では、貸出金利息が2百万円減少しましたが、有価証券利息配当金が8百万円増加、預け金利息が3百万円増加したことにより資金運用収益が9百万円増加し、経常収益は前期比8百万円増加の2億49百万円となりました。

一方、経常費用は預金利息が5百万円増加、人件費が8百万円増加したことを主因として前期比13百万円増加の2億12百万円となりました。

この結果、差し引きの経常利益は前期比5百万円減少し37百万円となりました。また、当期純利益は前期比1百万円減少し、29百万円となりました。

健全性を示す指標のひとつである自己資本比率は、25.40%となり、国内基準の4%を大きく上回る水準を維持しております。

事業の展望及び対処すべき課題

令和6年度末の組合員数は、退職等による脱退組合員数が新規加入組合員数を上回ったことから、前期末比で158名減少の7,472名となりました。

令和7年度は、新採用県職員・警察職員の皆様の組合員加入を促進するため、新採用研修の時間を利用していただくなど、引き続きPR活動に力を入れて組合員数の増加に努めます。

岩手県職員等の職域信用組合として、金融を通じて組合員の皆様の生活の安定・向上に少しでもお役にたてるよう、役職員一丸となって努力して参る所存でございますので、引き続きご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

●財務諸表の適正性、および内部監査の有効性の確認

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第75期の事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月17日
杜陵信用組合
理事長 村上 宏治

経理・経営内容

●貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	92,873	83,535	預金	18,946,066	17,221,649
預け入金	4,563,128	2,886,020	当座預金	-	-
コ－ル口	-	-	普通預金	3,011,397	2,948,143
買現先勘定	-	-	通知預金	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	別段預金	124	126
買入金銭債権	-	-	定期預金	15,551,186	13,892,135
金銭の信託	-	-	定期積金	383,357	381,244
商品有価証券	-	-	その他の預金	-	-
有価証券	8,258,507	7,872,256	譲渡性預金	-	-
国地方債	260,030	234,710	借入金	-	-
短期社債	1,020,140	846,060	売渡手形	-	-
社債	6,976,660	6,789,360	コ－ルマネー	-	-
株式	1,677	2,126	売現先勘定	-	-
その他の証券	-	-	債券貸借取引受入担保金	-	-
貸出金	8,237,811	8,316,651	コマーシャル・ペーパー	-	-
割引手形	-	-	外国為替	-	-
手形貸付	40,000	-	その他の負債	28,034	31,855
証書貸付	7,888,517	8,022,958	未決済為替借	4,477	3,469
当座貸越	309,294	293,693	未払費用	5,866	9,009
外 国 為 替	-	-	給付補填備金	273	337
そ の 他 資 産	212,965	213,851	未払法人税等	7,229	12,291
未決済為替貸	1,274	1,310	前受収益	52	-
全信組連出資金	142,600	142,600	払戻未済金	7,670	5,117
前払費用	-	-	職員預り金	-	-
未収収益	31,955	37,033	先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差入証拠金	-	-	先物取引差金勘定	-	-
先物取引差金勘定	-	-	借入商品債券	-	-
保管有価証券等	-	-	借入有価証券	-	-
金融派生商品	-	-	売付商品債券	-	-
金融商品等差入担保金	-	-	売付債券	-	-
リース投資資産	-	-	金融派生商品	-	-
その他の資産	37,135	32,907	金融商品等受入担保金	-	-
有形固定資産	1,765	10,252	リース債務	-	-
建物	-	-	資産除去債務	-	-
土地	-	-	その他の負債	2,464	1,629
リース資産	-	-	賞与引当金	5,519	5,965
建設仮勘定	-	-	役員賞与引当金	-	-
その他の有形固定資産	1,765	10,252	退職給付引当金	91,700	99,098
無形固定資産	354	19,918	役員退職慰労引当金	-	351
ソフトウェア	171	19,735	その他の引当金	-	-
のれん	-	-	特別法上の引当金	-	-
リース資産	-	-	繰延税金負債	-	-
その他の無形固定資産	183	183	再評価に係る繰延税金負債	-	-
前払年金費用	-	-	債務保証証	-	-
繰延税金資産	120,987	205,849	負債の部合計	19,071,322	17,358,921
再評価に係る繰延税金資産	-	-			
債務保証見返	-	-	出資金	196,937	192,853
貸倒引当金	△ 18,491	△ 30,727	普通出資金	196,937	192,853
(うち個別貸倒引当金)	△ 18,026	△ 30,509	優先出資金	-	-
			資本剰余金	-	-
			利益剰余金	2,446,293	2,465,729
			利益準備金	216,544	216,544
			その他利益剰余金	2,229,749	2,249,185
			特別積立金	2,194,021	2,194,021
			(うち目的積立金)	99,021	99,021
			当期末処分剰余金	35,728	55,164
			自己優先出資	-	-
			自己優先出資申込証拠金	-	-
			組合員勘定合計	2,643,231	2,658,583
			その他有価証券評価差額金	△ 244,650	△ 439,896
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	-	-
			評価・換算差額等合計	△ 244,650	△ 439,896
			純資産の部合計	2,398,580	2,218,686
資産の部合計	21,469,902	19,577,607	負債及び純資産の部合計	21,469,902	19,577,607

(注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は4年～20年であります。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
全ての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)に加入しております。当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
- | | |
|------------------|-------------|
| ① 年金資産の額 | 249,416 百万円 |
| ② 年金財政計算上の数理債務の額 | 211,033 百万円 |
| ③ 差引額 | 38,382 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
令和5年4月分～令和6年3月分 0.087%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円(及び別途積立金、若しくは財政上の剰余金48,278百万円)である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金3百万円を費用処理しております。
なお、(特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金等の内国為替業務に基づくものです。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は事業部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総務部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合はALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALM委員会に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、各種分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
事業部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであります。
これらの情報は、総務部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において、上方パレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇)が生じた場合、経済価値は675百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

12. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	2,886	2,886	0
(2) 有価証券	7,872	7,872	—
満期保有目的	—	—	—
その他有価証券	7,872	7,872	—
(3) 貸出金(※1)	8,316		
貸倒引当金(※2)	△30		
	8,286	8,286	0
金融資産合計	19,044	19,044	0
(1) 預金積金	17,221	17,120	△101
金融負債合計	17,221	17,120	△101

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については項目13から16に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価格)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	0
全信組連出資金(*1)	142
合計	142

(*1)非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

13. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」があります。以下16まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等の株式はありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	1	0	1
債 券	200	199	0
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	200	199	0
その他	—	—	—
小 計	202	200	1

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	0	0	—
債 券	7,669	8,285	△ 615
国 債	234	295	△ 61
地方債	846	1,000	△ 153
社 債	6,589	6,989	△ 400
その他	—	—	—
小 計	7,670	8,285	△ 615
合 計	7,872	8,486	△ 614

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

14. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

15. 当事業年度中に売却したその他有価証券次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
500百万円	0百万円	0百万円

16. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

種 類	1年以内	1 年 超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	199	1,926	2,338	3,405
国 債	—	—	—	234
地方債	—	97	188	560
社 債	199	1,829	2,150	2,609
その他	—	—	—	—
合 計	199	1,926	2,338	3,405

17. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	30百万円
危険債権額	2百万円
三月以上延滞債権額	3百万円
貸出条件緩和債権額	3百万円
合計額	40百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、287百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は28百万円でです。

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は4百万円であります。

21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額は50百万円であります。

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	0 百万円
退職給付引当金	28
事業税	0
賞与引当金	1
その他	0
その他有価証券評価差額金	174
繰延税金資産小計	205
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	205
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	0 百万円
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	205 百万円

23. 担保に提供している資産は、次のとおりです。

担保提供している資産 預け金 600百万円

24. 出資1口あたりの純資産額は1, 150円45銭であります。

経理・経営内容

●損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	241,334	249,892
資 金 運 用 収 益	213,971	223,498
貸 出 金 利 息	137,973	135,945
預 け 金 利 息	4,975	8,231
買 入 手 形 利 息	-	-
コールローン利息	-	-
買 現 先 利 息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	67,968	76,267
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	3,054	3,054
役 務 取 引 等 収 益	22,984	22,417
受入為替手数料	604	1,403
その他の役務収益	22,379	21,014
そ の 他 業 務 収 益	4,378	3,977
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	637
国債等債券償還益	132	44
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	4,245	3,295
そ の 他 経 常 収 益	-	-
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	-	-
経 常 費 用	198,626	212,185
資 金 調 達 費 用	5,773	11,767
預 金 利 息	5,556	11,461
給付補填備金繰入額	217	233
譲渡性預金利息	-	-
借 用 金 利 息	-	73
売 渡 手 形 利 息	-	-
コールマネー利息	-	-
売 現 先 利 息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマーシャル・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役 務 取 引 等 費 用	25,416	25,252
支払為替手数料	2,825	2,924
その他の役務費用	22,591	22,328
そ の 他 業 務 費 用	2,388	6,071
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売却損	-	-
国債等債券売却損	-	511
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	2,388	5,560
経 費	147,736	156,504
人 件 費	108,146	116,250
物 件 費	38,804	39,432
税 金	785	821

科 目	令和5年度	令和6年度
そ の 他 経 常 費 用	17,311	12,588
貸倒引当金繰入額	16,000	12,236
貸 出 金 償 却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	1,310	352
経 常 利 益	42,707	37,707
特 別 利 益	-	-
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融先物取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	-	0
固定資産処分損	-	0
減 損 損 失	-	-
金融先物取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益	42,707	37,707
法人税、住民税及び事業税	7,229	12,291
法 人 税 等 調 整 額	4,183	△ 4,145
法 人 税 等 合 計	11,412	8,145
当 期 純 利 益	31,294	29,561
繰越金(当期首残高)	4,433	5,602
目的積立金取崩額	-	20,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	35,728	55,164

(注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口あたりの当期純利益は14円97銭であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	35,728	55,164
剰 余 金 処 分 額	30,125	49,772
利 益 準 備 金	-	-
出資に対する配当金 (配 当 率)	10,125 (年5%の割合)	9,772 (年5%の割合)
特 別 積 立 金 (うち目的積立金)	20,000 ()	40,000 ()
退 職 給 与 積 立 金	-	-
繰越金(当期末残高)	5,602	5,392

経理・経営内容

●主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	269,265	255,906	251,888	241,334	249,892
経常利益	64,334	66,606	64,213	42,707	37,707
当期純利益	46,958	48,647	47,843	31,294	29,561
預金積金残高	18,828,922	19,079,066	18,904,797	18,946,066	17,221,649
貸出金残高	8,898,078	8,637,401	8,386,142	8,237,811	8,316,651
有価証券残高	6,874,472	7,581,256	7,911,440	8,258,507	7,872,256
総資産額	21,595,949	21,796,255	21,468,898	21,469,902	19,577,607
純資産額	2,613,967	2,583,211	2,421,988	2,398,580	2,218,686
自己資本比率(単体)	22.51 %	22.03 %	22.56 %	22.79 %	25.40 %
出資総額	209,860	206,629	203,104	196,937	192,853
出資総口数	2,098,607 口	2,066,291 口	2,031,042 口	1,969,378 口	1,928,533 口
出資に対する配当金	10,613	10,471	10,287	10,125	9,772
職員数	14 人	14 人	14 人	13 人	14 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のもです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

●業務粗利益および業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 支	208,197	211,730
資金運用収益	213,971	223,498
資金調達費用	5,773	11,767
役 務 取 引 等 収 支	△ 2,431	△ 2,834
役務取引等収益	22,984	22,417
役務取引等費用	25,416	25,252
そ の 他 の 業 務 収 支	1,989	△ 2,094
その他の業務収益	4,378	3,977
その他の業務費用	2,388	6,071
業 務 粗 利 益	207,755	206,800
業 務 粗 利 益 率	0.95 %	0.96 %
業 務 純 益	59,970	50,542
実 質 業 務 純 益	60,019	50,296
コ ア 業 務 純 益	59,886	50,126
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	59,886	50,126

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

●受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 4,819	9,526
支 払 利 息 の 増 減	△ 259	5,994

●総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 (a)	0.98	1.04
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.80	0.89
資 金 利 鞘 (a - b)	0.18	0.15

●経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	108,146	116,250
報酬給料手当	83,000	90,994
賞与引当金純繰入額	873	446
退職給付費用	7,562	7,398
社会保険料等	16,710	17,412
物 件 費	38,804	39,432
事務費	21,578	23,510
固定資産費	7,365	6,484
事業費	3,469	3,502
人事厚生費	885	612
預金保険料	2,714	2,688
有形固定資産償却	1,824	2,197
無形固定資産償却	966	435
税 金	785	821
経 費 合 計	147,736	156,504

●役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益	22,984	22,417
受入為替手数料	604	1,403
その他の受入手数料	22,379	21,014
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	25,416	25,252
支払為替手数料	2,825	2,924
その他の支払手数料	70	80
その他の役務取引等費用	22,521	22,248

●総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.19	0.17
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.14	0.13

注1. 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

経理・経営内容

●その他の有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1	0	0	1	0	1
	債 券	1,511	1,499	12	200	199	0
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	304	300	4	-	-	-
	社 債	1,207	1,199	7	200	199	0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,513	1,500	12	202	200	1
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	0	0	-	0	0	-
	債 券	6,745	7,096	△ 351	7,669	8,285	△ 615
	国 債	260	295	△ 35	234	295	△ 61
	地 方 債	715	800	△ 84	846	1,000	△ 153
	社 債	5,769	6,000	△ 231	6,589	6,989	△ 400
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	6,745	7,096	△ 351	7,670	8,285	△ 615
合 計		8,258	8,596	△ 338	7,872	8,486	△ 614

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の社債には、公社公団債、事業債が含まれております。

●満期保有目的の債券

○ 当組合は該当ございません。

●売買目的有価証券

○ 当組合は該当ございません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

○ 当組合は該当ございません。

●満期保有目的の金銭の信託

○ 当組合は該当ございません。

●先物取引の時価情報

○ 当組合は該当ございません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	0	0
全 信 組 連 出 資 金	142	142
合 計	142	142

(注) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

●運用目的の金銭の信託

○ 当組合は該当ございません。

●その他の金銭の信託

○ 当組合は該当ございません。

経理・経営内容

●資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位:千円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	5年度	21,730,521	213,971	0.98
	6年度	21,332,837	223,498	1.04
	うち貸出金	5年度 8,224,881	137,973	1.67
	6年度	8,226,146	135,945	1.65
	うち預け金	5年度 4,976,623	4,975	0.09
	6年度	4,335,600	8,231	0.18
資 金 調 達 勘 定	5年度	8,386,416	67,968	0.81
	6年度	8,628,489	76,267	0.88
	5年度	19,172,181	5,773	0.03
	6年度	18,739,604	11,767	0.06
	うち預金積金	5年度 19,172,181	5,773	0.03
	6年度	18,704,809	11,694	0.06
うち譲渡性預金	5年度	-	-	-
	6年度	-	-	-
うち借入金	5年度	-	-	-
	6年度	34,794	73	0.21

●その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	637
国債等債券償還益	132	44
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	4,245	3,295
その他業務収益合計	4,378	3,977

資金調達

●預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,116	16.25	3,056	16.34
定期性預金	16,055	83.74	15,648	83.65
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	19,172	100.00	18,704	100.00

●財形貯蓄残高

(単位:千円)

種 目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	311,919	303,853

●預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期 末) 43.48	48.29
	(期 中 平 残) 42.90	43.97
預 証 率	(期 末) 43.58	45.71
	(期 中 平 残) 43.74	46.12

●1店舗あたりの預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1店舗あたりの預金残高	18,946	17,221
1店舗あたりの貸出金残高	8,237	8,316

●職員1人あたりの預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
職員1人当たりの預金残高	1,457	1,230
職員1人当たりの貸出金残高	633	594

●有価証券等の取得価格または契約価格、時価および評価損益

(単位:百万円)

項 目	年 度	取得価格又は契約価格	時 価	評価損益
有価証券	5年度	8,596	8,258	△ 338
	6年度	8,486	7,872	△ 614
金銭の信託	5年度	-	-	-
	6年度	-	-	-

(注)「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。
なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

●預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	16,379	86.45	15,879	92.20
法人	2,566	13.54	1,342	7.79
一般法人	2,066	10.90	1,342	7.79
金融機関	-	-	-	-
公 金	500	2.63	0	0.00
合 計	18,946	100.00	17,221	100.00

(注)当組合では、変動金利の預金は取り扱っておりませんので、固定・変動金利別の預金残高については省略いたします。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位: 百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	295	3.52	295	3.42
地 方 債	1,068	12.73	1,042	12.08
社 債	7,021	83.72	7,289	84.48
株 式 証 券	0	0.01	0	0.01
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	8,386	100.00	8,628	100.00

(注) 1. 社債には、公社公団債、事業債が含まれます。
2. 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●貸出金種類別平均残高

(単位: 百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	-	-	-	-
手 形 貸 付	2	0.03	5	0.06
証 書 貸 付	7,917	96.26	7,919	96.27
当 座 貸 越	304	3.70	300	3.65
合 計	8,224	100.00	8,226	100.00

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位: 百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	2,089	25.48	2,201	26.47
住 宅 ロ ー ン	6,108	74.51	6,114	73.52
合 計	8,197	100.00	8,316	100.00

●貸出金使途別残高

(単位: 百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,061	25.02	2,142	25.75
設 備 資 金	6,176	74.97	6,174	74.24
合 計	8,237	100.00	8,316	100.00

●貸出金の固定・変動金利別残高

(単位: 百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利 貸 出	833	937
変 動 金 利 貸 出	7,404	7,379
合 計	8,237	8,316

●担保種類別貸出金残高

(単位: 百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	103	1.25	54	0.65
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	6,110	74.17	6,115	73.53
そ の 他	-	-	-	-
小 計	6,214	75.44	6,170	74.19
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-
保 証	63	0.76	69	0.83
信 用	1,960	23.79	2,077	24.97
合 計	8,237	100.00	8,316	100.00

●有価証券種類の残存期間別残高

(単位: 百万円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	5年度	301	1,688	2,983	3,282
	6年度	199	1,926	2,338	3,405
	う ち	-	-	-	260
	国 債	-	-	-	234
	う ち	-	99	299	621
	地方債	-	97	188	560
う ち	5年度	301	1,589	2,684	2,401
	社 債	199	1,829	2,150	2,609
その他	5年度	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-
合計	5年度	301	1,688	2,983	3,282
	6年度	199	1,926	2,338	3,405

(注) 1. 社債には、公社公団債、事業債が含まれます。

●貸出金業種別残高、構成比

(単位: 百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-
その他の産業	40	0.48	-	-
小 計	40	0.48	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,197	99.51	8,316	100.00
合 計	8,237	100.00	8,316	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金償却額

(単位: 千円)

種目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	-	-

経営内容

●協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:千円、%)

		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	30,208	12,182	18,026	100.00	100.00
	令和6年度	30,158	-	30,158	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	2,713	-	350	12.92	12.92
要管理債権	令和5年度	8,457	4,600	19	54.62	0.51
	令和6年度	7,233	3,826	25	53.25	0.74
	三月以上延滞債権	令和5年度	4,611	10	100.00	100.00
		令和6年度	3,826	13	100.35	100.00
	貸出条件緩和債権	令和5年度	-	8	0.23	0.23
		令和6年度	-	11	0.35	0.35
小計	令和5年度	38,665	16,782	18,046	90.07	82.46
	令和6年度	40,104	3,826	30,534	85.67	84.16
正常債権	令和5年度	8,211,771				
	令和6年度	8,289,180				
合計	令和5年度	8,250,437				
	令和6年度	8,329,285				

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本に関する事項

●自己資本の構成に関する事項

(単位: 千円、%)

項目	5年度	6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,633,105	2,648,811
うち、出資金及び資本剰余金の額	196,937	192,853
うち、利益剰余金の額	2,446,293	2,465,729
うち、外部流出予定額(△)	10,125	9,772
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	464	218
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	464	218
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,633,570	2,649,029
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	256	14,407
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	256	14,407
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	256	14,407
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,633,313	2,634,622
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,145,422	10,017,750
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	408,215	352,390
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	11,553,637	10,370,140
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)÷(ニ))	22.79	25.40

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本に関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本	リスク・アセット等	所要自己資本
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,145,422	445,816	10,017,750	400,710
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,145,422	445,816	10,017,750	400,710
(i) ソブリン向け	50,193	2,007	60,275	2,411
(ii) 金融機関向け	953,130	38,125	653,730	26,149
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			60,104	2,404
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	3,187,151	127,486	2,058,566	82,342
(v) 中小企業等・個人向け	1,442,682	57,707		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,732,842	69,313
トランザクター向け			13	0
(vii) 抵当権付住宅ローン	1,316,138	52,645		
(viii) 不動産取得等事業向け	-	-		
(ix) 不動産関連向け			2,135,988	85,439
自己居住用不動産等向け			2,135,988	85,439
賃貸用不動産向け			-	-
事業用不動産関連向け			-	-
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			1,295,227	51,809
(xi) 三月以上延滞等	10,755	430		
(xii) 延滞等向け			6,211	248
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			37,282	1,491
(xiv) 出資等	948	37		
出資等のエクスポージャー	948	37		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xv) 株式等			948	37
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,505,085	60,203	1,756,919	70,276
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	142,600	5,704	142,600	5,704
(xix) その他	2,536,737	101,469	137,156	5,486
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	408,215	16,328	352,390	14,095
BI			234,926	
BIC			28,191	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	11,553,637	462,145	10,370,140	414,805

- (注) 1. 所要自己資本額 = リスク・アセットの額 × 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 「その他」とは(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、その他資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。算定方法は下記のとおりです。(令和5年度計数)
- $$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)
10. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

《自己資本調達手段の概要》

当組合の自己資本につきましては、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	杜陵信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	192百万円

《自己資本の充実状況及び将来の充実策》

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

信用リスクに関する事項

●業種別の残高および残存期間

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及びそ の他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	21,732	20,306	8,237	8,589	8,595	8,485	16	41
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	21,732	20,306	8,237	8,589	8,595	8,485	16	41
製造業	902	701	-	-	900	700	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	2,203	2,303	-	-	2,199	2,297	-	-
情報通信業	602	703	-	-	600	699	-	-
運輸業、郵便業	901	900	-	-	900	900	-	-
卸売業、小売業	300	292	-	-	300	291	-	-
金融業、保険業	5,911	4,338	-	-	1,200	1,300	-	-
不動産業	701	501	-	-	699	500	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	1,798	1,798	-	-	1,795	1,795	-	-
個人	8,210	8,601	8,197	8,589	-	-	16	41
その他	200	165	40	-	-	-	-	-
業種別合計	21,732	20,306	8,237	8,589	8,595	8,485	16	41
1年以下	3,911	2,656	60	0	299	199		
1年超3年以下	1,135	846	35	46	500	600		
3年超5年以下	1,428	1,625	228	225	1,199	1,400		
5年超7年以下	1,986	1,786	486	486	1,500	1,299		
7年超10年以下	2,173	1,822	573	622	1,599	1,200		
10年超	10,040	10,428	6,544	6,642	3,495	3,785		
期間の定めのないもの	896	976	309	566	-	-		
その他	160	165	-	-	-	-		
残存期間別合計	21,732	20,306	8,237	8,589	8,595	8,485		

(注)

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 左記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難なものおよび業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有	格付適用無
0%	-	1,593
10%	-	300
20%	3,783	1,983
35%	-	3,760
50%	4,208	29
75%	-	1,924
100%	902	2,616
150%	-	-
250%	-	629
その他	-	-
合計	8,895	12,837

- (注)
- 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りします。
 - エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 - コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)は含まれておりません。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	9,156	-	-	9,156
40%～70%	5,909	27	10.00	5,909
75%	2,262	2,687	10.00	2,245
80%	-	-	-	-
85%	-	-	-	-
90%～100%	448	10	10.00	440
105%～130%	-	-	-	-
150%	1,299	-	-	1,299
250%	0	-	-	0
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	19,076	2,726	10.00	19,051

(注)

- 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
- 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実施する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスクに関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		5年度	6年度	5年度	6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		103	297	-	-
①ソブリン向け		-	-	-	-
②金融機関向け		-	-	-	-
③カバード・ボンド		-	-	-	-
④法人等向け		40	-	-	-
⑤中小企業等・個人向け		60	-	-	-
⑥中堅中小企業等・個人向け		-	297	-	-
⑦抵当権付住宅ローン		-	-	-	-
⑧不動産取得等事業向け		-	-	-	-
⑨不動産関連向け		-	-	-	-
⑩劣後債権及びその他資本性証券等		-	-	-	-
⑪三月以上延滞等		-	-	-	-
⑫延滞等向け		-	-	-	-
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-	-	-	-
⑭出資等		-	-	-	-
⑮株式等		-	-	-	-
⑯その他		3	-	-	-

(注) 1. 当組合では、適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは①～⑯に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金が含まれます。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
	令和6年度					
現金	83	－	83	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	296	－	296	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,000	－	1,000	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	200	－	200	－	20	10
我が国の政府関係機関向け	200	－	200	－	20	10
地方三公社向け	100	－	100	－	20	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,091	－	3,091	－	653	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	－	200	－	60	30
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	4,507	－	4,507	－	2,058	46
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,201	2,726	2,146	29	1,732	80
トランザクター向け	－	27	－	0	0	45
不動産関連向け	6,055	－	6,055	－	2,135	35
自己居住用不動産等向け	6,055	－	6,055	－	2,135	35
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	1,295	－	1,295	－	1,295	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	4	－	4	－	6	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	37	－	37	－	37	100
取立未済手形	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	0	－	0	－	0	100
合計					7,981	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

信用リスクに関する事項

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	0 %	10 %	15 %	20 %	25 %	30 %	31.25 %	35 %
	令和6年度							
現金	83	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	296	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,000	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	200	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	200	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	100	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,737	-	354	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	200	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	900	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,096	579	1,596	8	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,096	579	1,596	8	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,380	400	-	4,835	579	1,950	8	-

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	37.5 %	40 %	43.75 %	45 %	50 %	56.25 %	60 %	62.5 %
	令和6年度							
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	3,306	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	0	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	0	-	-	-	-
不動産関連向け	-	1,400	-	-	1,202	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	1,400	-	-	1,202	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	1,400	-	0	4,508	-	-	-

信用リスクに関する事項

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	93.75 %	100 %	105 %
	令和6年度							
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	300	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,773	-	-	-	-	402	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	171	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	171	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	37	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	2,245	-	-	-	-	440	-

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	110 %	112.5 %	130 %	150 %	250 %	400 %	その他	合計
	令和6年度							
現金	-	-	-	-	-	-	-	83
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	296
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	1,000
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	200
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	200
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	3,091
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	200
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-	-	4,507
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	2,176
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	0
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	6,055
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	6,055
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	1,295	-	-	-	1,295
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	4	-	-	-	4
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	37
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	0	-	-	0
合計	-	-	-	1,299	0	-	-	19,051

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

信用リスクに関する事項

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	416	464	-	416	464
	令和6年度	464	218	-	464	218
個別貸倒引当金	令和5年度	2,073	18,026	-	2,073	18,026
	令和6年度	18,026	30,509	-	18,026	30,509
合 計	令和5年度	2,490	18,491	-	2,490	18,491
	令和6年度	18,491	30,727	-	18,491	30,727

《貸倒引当金の計上基準》

1. 正常先債権およびその他の要注意債権は各々の債権額に過去3年間の平均実績率を乗じて算出しております。また、要管理債権は、過去5年間の平均実績率を債権額に乗じて算出しております。正常先債権とその他の要注意債権と要管理債権の引当金の合計額が一般貸倒引当金であります。
2. 破綻懸念先債権はⅢ分類の債権について過去5年間の平均実績率に基づき引当金を算出しております。
Ⅳ分類については回収できないと見込まれる額を引当てしております。
また、Ⅰ、Ⅱ分類に区分される債権については回収が可能と判断して引当てをしておりません。
3. 実質破綻先債権および破綻先債権については、優良担保等で回収が見込まれる額を除き全額を引き当てしております。
4. 破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権に対する引当金の合計額が個別貸倒引当金であります。

●業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:千円)

業種別	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
個人	2,073	18,026	18,026	30,509	-	-	2,073	18,026	18,026	30,509	-	-
合計	2,073	18,026	18,026	30,509	-	-	2,073	18,026	18,026	30,509	-	-

- (注) 1. 当組合は、国内に限定されたエリアで事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 「個人」以外の業種については、個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高はありません。

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	0	1	0	1
非上場株式等	142	-	142	-
合 計	143	1	143	1

(注)上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

○ 当組合は該当ございません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

○ 当組合は証券化について、取扱いを行っておりません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

○ 当組合は該当ございません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
評価損益	△ 338	△ 614

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

○ 当組合は該当ございません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引リスクに関する事項

○ 当組合は派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

●金利リスクに関する事項

○ 20ページをご覧ください。

経営管理態勢

当組合では、職域金融機関として安定的な経営基盤を維持し、組合員に役立つ事業の推進を目指していくために「法令等遵守態勢」と「リスク管理態勢」を組合経営の基本に位置づけ、日常業務の中で着実な実践に取り組んでおります。

●法令遵守態勢（コンプライアンス）

金融機関は自己責任原則に基づく経営と徹底した自己規律の確立が要求されており、法令等を遵守し業務運営の透明性を高めながら、社会的責任や公共的使命を果たすことが強く求められております。

この使命達成のためには全役職員が法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることが必要不可欠であります。

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、個人情報保護、情報の公開、事業経営の透明性、公正性、説明責任の完遂等時代の要請、法整備を受けて、コンプライアンスマニュアルの見直しを図り、役職員のあるべき姿、行動の基準、内部管理、理事・監事の責任等の周知徹底を図っております。

また、「コンプライアンス・プログラム」（年間計画）を作成し、コンプライアンスの推進を図っております。

外部監査として全国信用組合監査機構による経営管理全般についての指導監査も定期的に受けております。

今後も、全役職員は法令やルールを遵守し、適正な業務運営と健全な組合経営の確保に全力を尽くして参ります。

●リスク管理態勢

金融の自由化が進展する中で、金融機関の各種リスクが多様化し、増大しています。

当組合では、健全経営の維持に主眼を置き、各種リスク管理態勢の整備強化に努めております。

《信用リスクに関する事項》

○信用リスク管理の方針及び手続きの概要について

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクが管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

また、当組合では信用リスクを計測するため、与信金額、予想損失率、予想回収率のデータを整備し、信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準書」および「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正な計上に努めております。なお、貸倒引当金の計上については18ページに記載しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、有価証券にのみ採用しております。

・(株)格付投資情報センター(R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ ・スタンダードアンドプアーズ(S&P)

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金積金や不動産担保や保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、他行借入状況などさまざまな角度から可否の判断を行い、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけと認識しており過度に依存しないような姿勢に徹しております。ただし、審査の結果、担保・保証が必要な場合は、お客様への十分な説明と理解のうえで契約をいただいております。

当組合が扱う担保には、当組合預金積金、不動産があり、その手続については当組合が定める規程等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、組合が定める規程等に基づいて、適切な取扱いに努めております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続概要について

当組合は派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は証券化取引を行っておりません。

○市場リスクについて

有価証券のリスク管理については、総保有限度、1銘柄の保有限度、外国債の保有限度を定めBBB格債以上のものについて、リスク管理委員会、常務理事、専務理事、理事長の承認を得て、購入する態勢としており、毎月末の時価を算出し、リスク管理委員会、理事長、専務理事、常務理事に書面にて状況報告しております。また、理事会においても時価情報の状況を報告しております。

為替リスクや海外金利リスクについても、毎月計測してリスク管理委員会に報告し、協議をして管理することとしております。

《オペレーショナル・リスクに関する事項》

○オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要について

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクと考え管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において報告する態勢を整備しております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、基礎的手法を採用しております。

《出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク》

○銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場・非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券その他投資事業組合への出資金などが該当します。当組合では上場株式は1社分を保有しており、非上場株式は協同組織金融機関として全国信用組合で組織する全国信用協同組合連合会の関連団体であります信組情報サービス(株)の株式を保有しております。また、出資金につきまちは全国信用協同組合連合会に出資しております。

今後の運用は、上場株式については、時価評価を行い各種委員会において報告するとともに状況によっては経営陣にも報告を行い、リスク管理に努めて参ります。また、その他の出資等については、全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会で決定された方針により、検討し協調していく方針であります。

経営管理態勢

《金利リスクに関する事項》

(定性的な開示事項)

○金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要について

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等、ALMシステムを活用しリスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行い、状況によっては経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額である Δ EVE及び期間収益の変動額である Δ NIIを計測しております。なお、当組合は、毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。

○金利リスクの算定手法の概要について

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期・・・1. 25年
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期・・・2. 5年
- ③流動性預金への満期の割り当て方法・・・金融庁が定める保守的な前提を採用
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提・・・金融庁が定める保守的な前提を採用
- ⑤複数通貨の集計方法及びその前提・・・保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを対象(当組合はJPYのみ対象)
- ⑥スプレッドに関する前提・・・未考慮
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提・・・未使用
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明・・・当期末の Δ EVEは675百万円(前期末比 Δ 39百万円)、 Δ NIIは23百万円(前期末比 Δ 8百万円)となっております。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関する説明・・・当期の計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当組合が、自己資本の充実度の評価、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項

- 計測手法
金利ショックをタイル値(99パーセントまたは1パーセント)として計測しております。
- コア預金
対象 : 流動性預金
算定方法 : ① 過去5年の最低残高
② 過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高
③ 現在残高の50%相当額
以上3つのうち最小額を上限としております
満期 : 5年以内(平均2.5年)
- 金利感応資産・負債
預け金、有価証券、貸出金、預金積金
- 金利ショック幅
1パーセンタイル値または99パーセンタイル値
- リスク計測の頻度
毎月

(定量的な開示事項)

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	675	714	23	31
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	522	545		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	675	714	23	31
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,634		2,633	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

その他業務

●手数料一覧

項 目			個 人 組 合 員	組 合 員 (法 人・団体)	非 組 合 員	項 目	個 人 組 合 員	組 合 員 (法 人・団体)	非 組 合 員
振 込	当組合宛	1万円未満	無料	110円	110円	証明書発行手数料		220円	
		1万円以上5万円未満				残 高 証 明 書 1通			
		5万円以上				そ の 他 証 明 書 1通			
	他行宛	1万円未満	330円	440円	440円	両替・ 金種指定払戻 手数料	100枚以下(※)	無料	
		1万円以上5万円未満	440円	550円	550円		101～500枚	330円	
		5万円以上	660円	770円	770円		501～1,000枚	440円	
		組戻し料	550円	660円	660円		1,001枚以上	以降、500枚毎に330円追加	
	ATMより 他行振込	1万円未満	220円	330円	330円	硬貨入金 手数料	100枚以下(※)	無料	
		1万円以上5万円未満	330円	440円	440円		101～500枚	330円	
		5万円以上	550円	660円	660円		501～1,000枚	440円	
	通帳再発行			550円				1,001枚以上	以降、500枚毎に330円追加
カード再発行			550円		(※)当組合に口座がないお客様は、21枚以上のお取引より手数料を 頂戴します。 (注)				
CD・ATM手数料 (利用1回につき)	当組合カード	無料	平日18時までの 手数料です。						
	他金融機関カード	110円							

(※) 当組合に口座がないお客様は、21枚以上のお取引より手数料を頂戴します。

(注)

1. 左記および上記の手数料には消費税を含んでいます。
2. 当組合のカードで組合員が他金融機関のCD・ATMをご利用の場合は、毎月最大5回分までの利用手数料を翌月に当組合取引口座に返戻いたします。
3. 他金融機関のATMでの入金の際も手数料がかかります。

協同組合による金融事業に関する法律施行規則で規定されております法定開示項目のうち、下記の項目について当組合では該当がありませんので、省略いたします。

- ・商品有価証券の種類別平均残高
- ・法定監査の状況

●内国為替取扱実績

(単位: 件、百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
送 金・ 振 込	他金融機関向け	1,527	2,686	3,215	3,484
	他金融機関から	16,479	1,316	16,864	1,261
代 金 取 立	他金融機関向け	-	-	-	-
	他金融機関から	-	-	-	-

●当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の概要について

当組合では、お客様により一層の満足をいただけるよう、お取引にかかる苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申出下さい。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先は、「本店窓口」または「総務部」にお願いいたします。

総務部 住 所： 盛岡市内丸10-1 杜陵信用組合
電話番号： 019-651-5550
受付時間： 午前9時～午後5時(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。詳しくは、当組合総務部へご相談ください。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03-3567-2456
受 付 日	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)
時 間	午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会が設置運営する紛争解決センター、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター、仙台弁護士会が設置運営する紛争解決支援センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	仙台弁護士会 紛争解決支援センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	022-223-1005
受付日	月～金 (除 祝日、年末年始)	月～金 (除 祝日、年末年始)	月～金 (除 祝日、年末年始)	月～金 (除 祝日、年末年始)
時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00	10:00～16:00

地域貢献に関する事項

《地域(職域)貢献》

当組合は、岩手県職員を対象とする職域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。そのため、地域というよりは職域への貢献が地域貢献に繋がるものと考えております。

《地域(職域)密着型金融の取組み状況》

- 金融業務を通じ、組合員の皆様に利益還元を行っております。
- 令和6年度の金融業務を通じての利益還元の実績は…
- (1) ボーナス引去によるダイレクト定期預金の実施(預け入れ期間1年0.3%)
 - (2) 定期預金預入れに対しての金利上乘せ(店頭表示金利に年0.01%上乘せ)
 - (3) 定年退職者の退職金を定期預金に預入れに対しての預金金利上乘せ
 - (4) 低利融資実行による皆様への貢献

《中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況》

当組合は、岩手県職員を対象とする職域信用組合であり、該当ありません。

令和6年度の貸出金種類別残高一覧表 (単位: 千円、%)

種 別		件 数	金 額	対前期末比		
				件数	金額	増減比
手 形 貸 付		-	-	△ 2	△ 40,000	△ 100.0
証 書 貸 付	住 宅 ロ ー ン	443	6,114,998	△ 4	6,305	0.1
	リフォームローン	44	59,427	△ 4	△ 8,537	△ 12.5
	教 育 ロ ー ン	234	469,116	△ 17	32,071	7.3
	フ リ ー ロ ー ン	94	104,285	△ 2	2,502	2.4
	マイカーローン	813	1,234,065	42	98,136	8.6
	フォーライフローン	24	27,738	-	△ 51	△ 0.1
	トラベルローン	6	1,024	2	△ 19	△ 1.8
	OA ロ ー ン	-	-	-	-	-
	介 護 ロ ー ン	2	2,283	-	271	13.5
	退職生業資金貸付	3	10,017	1	3,761	60.1
	特 別 貸 付	-	-	-	-	-
	預 金 担 保 貸 付	-	-	-	-	-
当 座 貸 越		407	293,693	△ 13	△ 15,601	△ 5.0
合 計		2,070	8,316,651	3	78,839	0.96

【融資商品一覧表】

ロ ー ン 名	利率種類	貸付限度額	返済期間	用 途
フ リ ー ロ ー ン	固 定	本俸の10倍以内	10年以内	自由
住 宅 ロ ー ン	変 動 5年、10年、15年 固 定	5,000万円	35年以内	住宅・土地購入 他金融機関借換等
リフォームローン	変 動 5年固 定	700万円	15年以内	住宅の増改築等
マイカーローン	変 動 固 定	700万円	10年以内	マイカー購入・修理・車検 免許取得等
教 育 ロ ー ン	変 動 5年固 定	1,000万円	15年 (据置期間含む)	各種学校の入学金・授業料 下宿代等
フォーライフローン	固 定	1件 300万円	10年以内	冠婚葬祭費用
トラベルローン	固 定	1件 300万円	10年以内	旅行費用
O A ロ ー ン	固 定	50万円	5年以内	OA機器・周辺機器購入
介 護 ロ ー ン	固 定	200万円	5年以内	介護関連機器購入等
退職生業資金貸付	固 定	申込時の退職金の範囲内	退職時一括	
特 別 貸 付	固 定	1,000万円	退職時一括	
預 金 担 保 貸 付	固 定	預金掛込残高	預金の期日	
カ ー ド ロ ー ン	固 定	定額返済型 30万円 任意返済型100万円	3年自動更新 1年自動更新	

(注)保証人は、原則として必要ありませんが、当組合での審査により場合によっては1名以上付けていただくことがあります。

総代会に関する事項

令和7年6月17日に杜陵信用組合の第75回通常総代会が13時00分から岩手県公会堂で開催されました。総代会において、下記の決議事項である全議案が可決・承認されました。

【報告事項】

令和6年度事業報告

【決議事項】

第1号議案 第75期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)貸借対照表、損益計算書の承認について

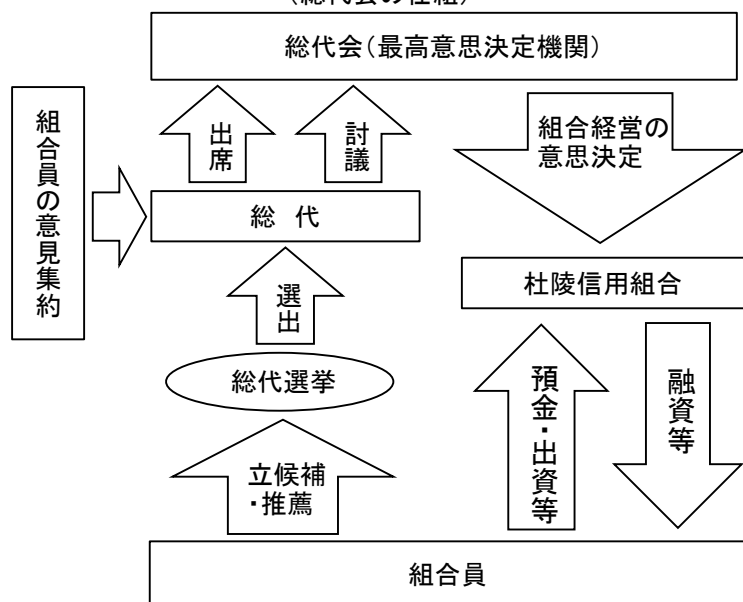
第2号議案 未処分剰余金の処分案の承認について

第3号議案 令和7年度事業計画について

※なお、総代会の結果については当組合ホームページに掲載しております。

1. 総代会の仕組

- ①当組合は、組合員数が200名を超えるので、「総会」に代わり「総代会」を設置(定款及び中小企業等協同組合法第55条)し、組合員の意見が当組合の経営に反映されるよう組合員の中から選出された総代により構成・運営されます。
- ②総代会は、定款の変更、事業収支の承認、剰余金処分、事業計画の承認、理事・監事の選任など、当組合の重要事項の決議をする最高意思決定機関です。
(総代会の仕組)

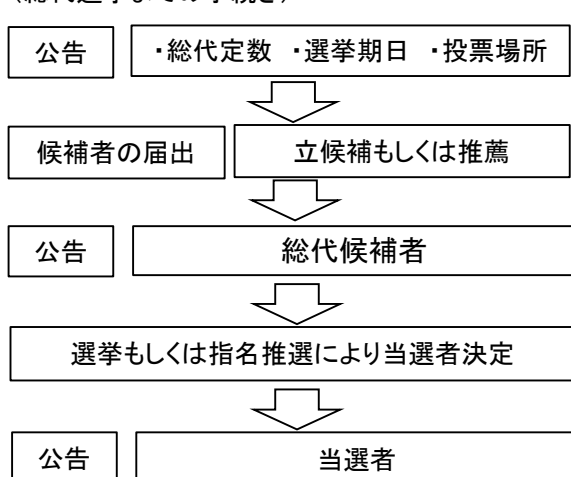


(第75回通常総代会)



2. 総代の選出方法、定数、任期

- ①総代の選出方法は、当組合の定款第28条の2に基づき、組合員の中から公平な選挙により選出されます。
- ②選挙は、各選挙区ごとに事務管理者を委嘱し、当組合定款に基づき行っております。
投票は組合員一人につき一票の単記無記名方式です。ただし、選挙区内の組合員過半数の同意があれば指名推薦の方法も行うことができます。
- ③総代の人数は定款(28条の2)で151人以上160人以内と定めております。
なお、総代の任期は3年となっております。(現在総代になっていただいている方は令和9年の総代選挙日までが任期です。)
転勤等で総代の方が不在となった場合は、補欠選挙をしていただきます。新総代の任期は前任者の残存期間となります。
(総代選挙までの手続き)



(総代選挙規約)(抜粋)

(選挙の告示)

第3条 理事長は選挙期日10日前までに投票並びに開票の日時、場所および選挙すべき総代の数を告示しなければならない。

(選挙事務の委嘱)

第4条 理事長は、各選挙区ごとに総代の選挙に必要な事務管理者を委嘱することができる。

(投票)

第5条 投票は、単記無記名とする。

2 投票は、一人につき一票とする。

3 第1項の規程にかかわらず、選挙区内の組合員過半数の同意があるときは、指名推薦の方法により行なうことができる。

(当選)

第6条 有効投票の多数を得た者を当選人とする。

(選挙の告示および公告)

第7条 当選人が決定したときは、理事長は遅滞なく当選人にその旨を告知するとともに、当選人の氏名および勤務所の名称を公告しなければならない。

総代会に関する事項

3. 総代選挙区と定数

(令和7年6月17日現在)

選挙区	所属	総代定数	総代数	選挙区	所属	総代定数	総代数	選挙区	所属	総代定数	総代数
第1区	政策企画部	2	2	19	警察本部	2	2	37	県北広域振興局(二戸)	2	2
2	総務部	8	8	20	盛岡広域振興局	2	2	38	各警察署	4	4
3	ふるさと振興部、文化スポーツ部	7	7	21	競馬組合、中小企業団体中央会	1	1	39	岩手県工業技術センター	1	1
4	環境生活部	9	9	22	いわて産業センター 他4所属	1	1	40	岩手県立大学	1	1
5	保健福祉部	12	12	23	岩手県産	1	1	41	中央病院	1	1
6	商工労働観光部	8	8	24	岩手県土地開発公社	1	1	42	久慈病院、軽米病院	1	1
7	農林水産部	24	24	25	岩手県農業共済組合、岩手県農業公社	1	1	43	二戸病院、一戸病院	1	1
8	県土整備部、復興防災部	12	12	26	岩手県教職員互助会 他4所属	1	1	44	中部病院	1	1
9	出納局	2	2	27	岩手県職員労働組合、岩手県庁生協	1	1	45	遠野病院、東和病院	1	1
10	医療局、医療局労働組合	4	4	28	県南広域振興局	3	3	46	大船渡病院、高田病院	1	1
11	企業局	3	3	29	県南広域振興局(花巻、遠野)	2	2	47	胆沢病院、江刺病院	1	1
12	県議会事務局	1	1	30	県南広域振興局(北上)	2	2	48	磐井病院、南光病院	1	1
13	人事委員会事務局	1	1	31	県南広域振興局(一関)	3	3	49	千厩病院、大東病院	1	1
14	監査委員事務局	1	1	32	沿岸広域振興局	2	2	50	宮古病院、山田病院	1	1
15	労働委員会事務局	1	1	33	沿岸広域振興局(宮古)	2	2	51	釜石病院、大槌病院	1	1
16	教育委員会事務局	7	7	34	沿岸広域振興局(大船渡)	2	2	52	アイシーエス	1	1
17	文化振興事業団	1	1	35	沿岸広域振興局(岩泉)	1	1	合計		154	154
18	スポーツ振興事業団	1	1	36	県北広域振興局	2	2	※総代名簿は当組合店頭に備え付けております。			

4. 組合員からのご意見・ご要望等を反映させる取組について

当組合では、組合員の皆様のご意見・ご要望を反映させるため、所属訪問による営業活動のほか、ホームページ、顧客満足度調査等を通じて、組合員の皆様のご意見・ご要望を把握するよう努力しております。

なお、顧客満足度調査の結果については、ホームページに掲載しております。

皆様のご意見・ご要望等については、役職員に報告・検討することにより、反映させております。

報酬体系に関する事項

●報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、それぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に支払っております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	13

注1. 対象役員に該当する理事は2名です。(期中に退任した者を含みます。)

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」12百万円、「退職慰労金」0百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

目次

ごあいさつ	1	有価証券種類別平均残高	10
事業方針	1	有価証券種類別の残存期間別残高	10
組合員の推移	1	貸出金種類別平均残高	10
当組合のあゆみ	1	消費者ローン・住宅ローン残高	10
役員一覧	1	貸出金使途別残高	10
事業の組織	1	貸出金業種別残高、構成比	10
主要事業内容	1	貸出金の固定・変動金利別残高	10
店舗一覧	1	担保種類別貸出金残高	10
経営環境・事業概況	2	貸出金償却額	10
財務諸表の適正性、および内部監査の有効性の確認	2	協金法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況	11
貸借対照表	3	自己資本の構成に関する事項	12
損益計算書	6	自己資本の充実度に関する事項	13
剰余金処分計算書	6	業種別の残高および残存期間	14
主要な経営指標の推移	7	リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額	14
業務粗利益および業務純益等	7	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	15
役務取引の状況	7	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	15
総資金利鞘等	7	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	16、17
経費の内訳	7	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	18
受取利息および支払利息の増減	7	業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	18
総資産利益率	7	出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価等	18
その他有価証券	8	出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	18
満期保有目的の債券	8	貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	18
売買目的有価証券	8	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	18
市場価格のない株式等及び組合出資金	8	証券化エクスポージャーに関する事項	18
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの	8	派生商品取引及び長期決済期間取引リスクに関する事項	18
満期保有目的の金銭の信託	8	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	18
運用目的の金銭の信託	8	金利リスクに関する事項	18
その他の金銭の信託	8	法令遵守態勢	19
先物取引の時価情報	8	リスク管理態勢	19、20
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	9	手数料一覧	21
その他業務収益の内訳	9	内国為替取扱実績	21
預貸率および預証率	9	苦情処理措置・紛争解決措置の概要	21
1店舗あたりの預金および貸出金残高	9	地域貢献に関する事項	22
職員1人あたりの預金および貸出金残高	9	融資商品一覧表	22
有価証券等の取得価格または契約価格、時価および評価損益	9	総代会に関する事項	23、24
預金種目別平均残高	9	報酬体系に関する事項	24
預金者別預金残高	9		
財形貯蓄残高	9		

岩手県職員の金融機関

杜陵信用組合

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内

TEL (019) 651-5550 FAX (019) 652-8115

ホームページ

<https://www.torvo-shinkumi.jp>